



# 再生クラッシャーラン等の再生資材の使用における取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理  
通知日：平成15年3月27日

管第2853号  
平成15年3月27日

部内各課長  
日野総合事務所県土整備局長  
各地方県土整備局長  
姫路鳥取線用地事務所長  
鳥取空港管理事務所長  
鳥取港湾事務所長  
様

県土整備部長  
(公印省略)

## 再生クラッシャーラン等の再生資材の使用における取扱いについて（通知）

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領については、平成15年3月10日付管第2736号により一部改正したところですが、これにより再生資材を使用する場合は、再生資材の資材名・規格・使用箇所を設計図書の特記仕様書に明示することとし、再生クラッシャーランについては、使用承諾願に3ヶ月以内の材料試験成績書を添付し、監督員に提出し承諾を得ることとしておりました。

このたび工事材料の使用承諾の手続きを簡素化するため、平成15年4月1日より生産者等が事前に承諾願を申請し、承諾を受けた工事材料については、請負業者は試験成績証明書等を省略することができるものとし、その有効期限を承諾の日から当該年度内としました。よって活用実施要領の別記1「再生資材の使用に関する特記仕様書」を別添のとおり改め、下記のとおり取扱うこととしましたので、貴所属職員への周知をお願いします。

### 記

- (1) 事前承諾を受けた再生クラッシャーランについても、他の資材と同様に扱い使用承諾願に3ヶ月以内の材料試験成績書の提出を求めない。
- (2) 請負者は、工事で使用する再生クラッシャーランについて、鳥取県土木工事施工管理基準に基づく品質管理のための材料試験は、別途に行うこと。

## 別記 1

## 再生資材の使用に関する特記仕様書

請負者は、再生資材等の使用に際し、その資材名、規格、使用箇所は下記のとおりとすること。なお、使用に際し、監督員及び再資源化施設などと十分協議すること。

ただし、工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により下記の指定により難しい場合は別途協議すること。

## (1) コンクリート雑割材

| 規格        | 使用箇所 | 備考（搬出側工事名） |
|-----------|------|------------|
| コンクリート雑割材 |      |            |
|           |      |            |

なお、路体盛土材に使用する場合は、コンクリート雑割材の最大粒径は30cm以下かつ混入率（重量比）30%以下の範囲になるように、適切に施工管理しなければならない。

## (2) アスファルト・コンクリート切削殻等

| 規格                | 使用箇所 | 備考（搬出側工事名） |
|-------------------|------|------------|
| アスファルト・コンクリート切削殻等 |      |            |
|                   |      |            |

## (2) 再生クラッシャーラン等

| 資材名        | 規格    | 使用箇所 |
|------------|-------|------|
| 再生クラッシャーラン | Rcc-  |      |
|            | Rcac- |      |
|            | Rca-  |      |
|            | Rcbc- |      |
| 再生コンクリート砂  | RS-   |      |

なお、再生クラッシャーラン等の品質については、鳥取県土木工事共通仕様書によるものとする。

## (3) 再生加熱アスファルト混合物

| 規格 | 使用箇所 | 備考 |
|----|------|----|
|    |      |    |
|    |      |    |

なお、再生骨材混入率等は、「アスファルト混合物の使用区分について」平成14年9月10日付道第399号県土整備部長通知によるものとする。

## (4) その他再生資材

| 資材名 | 規格 | 使用箇所 |
|-----|----|------|
|     |    |      |
|     |    |      |